

○厚生労働省告示第四百十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和元年九月十八日から適用する。

令和元年十月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

別表			改正後
(略)	フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)	適用日	令和元年九月十八日
(略)			

別表			改正前
(略)	フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)	適用日	平成三十年九月十八日
(略)			